

ビキニ労災求め提訴

高知地裁 被災漁船員ら損失補償要求



「核実験被災船員の救済を」と書かれた横断幕を掲げて、高知地裁に向かう原告や支援者、弁護団=30日、高知市

当な補償」を定めた憲法29条3項に基づく損失補償を求めています。

提訴後の記者会見で、マ

グロ船・ひめ丸元乗組員で
ビキニ国賠訴訟原告団長だ
った増本和馬さん（故人）

1954年に米国が太平
洋ビキニ環礁で行った水爆
実験をめぐり、当時周辺海
域で操業していた日本のマ
グロ漁船員や遺族計14人が

30日、一般の労災保険に當
たる船員保険の適用を全国
健康保険協会が認めなかっ
たのは違法として、行政処
分の取り消しや国に損失補
償を求める訴訟を高知地裁
に起こしました。

同日結成された「訴訟を
支援する会」の顧問の一
人、日本共産党的吉良富彦
高知県議が、「多くの船員
の人生と誇りを取り戻すた
たかいであり、核兵器禁止

条約6条にある“核実験の
ヒバクシャ救済”の道を世

界に先駆けて具体化するも
のだと述べ、支援を訴え
きなくなつたとして、正
ました。

▼関連7面

アメリカに対し損害賠償
請求権を有しながらも日本
政治決着で請求権が行使で
きなくなつたとして、正
ました。

あす 大門実紀史議員 午後4時17分ごろ
参院決算委 NHK中継

地上

2020年3月31日(火曜日)

しんぶん 赤旗